

**飲酒運転は、
絶対しない！させない！許さない！
そして、見逃さない！**



私たちは宣言します。



自分にできること。
飲酒運転は、絶対しない。
家族や知人にも、絶対させない。



企業にできること。
従業員に、
飲酒運転を絶対させない。



お店にできること。
従業員はもちろんお客様に、
飲酒運転を絶対させない。

「見逃さない」飲酒運転を見たら110番！

※飲酒運転撲滅条例により、全ての県民は飲酒運転を見た場合等は、警察官に通報するよう努めることとされています。

福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例(飲酒運転撲滅条例)概要

県民の責務等

- アルコールの影響がなくなるまで、いかなる理由があっても車を運転してはいけません。
- 家族や知人が飲酒運転を行うおそれがあるときは、その**防止**に努めましょう。
- 飲酒運転を見かけたとき等は、**警察官(110番)に通報**するよう努めましょう。



飲酒運転で検挙された場合

- 飲酒運転で検挙(1回目)**
アルコール依存症に関する診察又は飲酒行動に関する指導を受けなければなりません。
- 5年以内に再び検挙(2回目)**
アルコール依存症に関する**受診が命じられます**(命令に従わない場合は**5万円以下の過料**)。

事業者の責務等

- 業務上の飲酒運転を防止するため、従業員が酒気を帯びていないことを確認するよう努めましょう。
- 駐車場のある飲食店は、車を利用する**来店者の飲酒運転を防止**するため、代行運転の紹介等を行いましょ。
- 特定事業者※は、飲酒運転撲滅に関するポスター等の**啓発文書を掲示**しましょう。
- 特定事業者※とその従業員や、タクシー事業・自動車運転代行業の従事者は、来店者や利用者が飲酒運転をしようとするのを止めさせましょう。
また、飲酒運転を見かけたときは、**警察官(110番)に通報**しなければなりません。
- 交通誘導警備業務・自動車運送事業・道路管理業務の従事者は、業務上飲酒運転を見かけたときは、速やかに**警察官(110番)に通報**し、必要な情報を提供するよう努めなければなりません。



※特定事業者…酒類を提供する飲食店の営業者、酒類販売業者、駐車場の所有者・管理者

事業者 従業員等が通勤・通学中に飲酒運転で検挙された場合

公安委員会から通勤・通学先に通知

通知を受けた事業者は**再発防止のため、研修、指導等**を行わなければなりません。

飲食店 来店者が飲酒運転で検挙された場合

1年以内に再度来店者が検挙され、公安委員会から飲酒運転防止の取組を指示されたにもかかわらず、その**取組を怠ったとき**

店名等の公表、指示書の店内**掲示命令**

掲示しない場合、**5万円以下の過料**

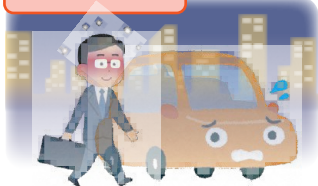
飲酒運転は犯罪です！ 道路交通法による罰則もあります

酒酔い運転



罰則
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
行政処分
運転免許取消

酒気帯び運転



罰則
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
行政処分
運転免許取消
または免許停止(90日間)

さらに、人を死傷させた場合は「自動車運転死傷処罰法」により、最長で20年の有期懲役が科される場合があります。

身近な人が飲酒運転しないか心配…という方

飲酒運転相談窓口

☎092-609-9110

月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)10時～16時



飲酒運転をしてしまいそうな人、身近な人の飲酒運転に悩んでいる人などからの相談に親身に応じます。お気軽にご相談ください。(相談無料)

みんなの力で飲酒運転をなくしましょう!



福岡県飲酒運転撲滅

検索

問い合わせ先：交通事故をなくす福岡県県民運動本部(福岡県庁 人づくり・県民生活部 生活安全課内) ☎092-643-3167